

(2) センターにおける収容頭数及び措置状況

①収容状況

単位：頭・匹

		引取		保健所からの搬入		計	前年度からの継続飼養
		所有者	拾得者	紀北4保健所	紀南4保健所		
犬	成	16	5	141	178	340	21
	幼	1	6	2	13	22	11
	計	17	11	143	191	362	32
ねこ	成	17	9	275	385	686	4
	幼	10	107	447	691	1255	26
	計	27	116	722	1076	1941	30
その他	成	0	0	0	0	0	0
	幼	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0

*引取：動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物の収容（所有者引取、拾得者引取）

*「幼」：収容時に生後90日齢以下のもの（推定含む）（以下同じ）

*紀北4保健所（橋本、岩出、海南、湯浅）

*紀南4保健所（御坊、田辺、新宮、串本）

②措置状況

単位：頭・匹

		返還		引取取り下げ	譲渡	殺処分	計	次年度へ継続飼育
		狂犬病	動愛法					
犬	成	28	12	2	18	289	349	12
	幼		0	0	17	9	26	7
	計	28	12	2	35	298	375	19
ねこ	成		3	0	2	677	682	8
	幼		0	0	30	1233	1263	18
	計		3	0	32	1910	1945	26
その他	成		0	0	0	0	0	0
	幼		0	0	0	0	0	0
	計		0	0	0	0	0	0

*返還：「狂犬病予防法」に基づき保護した犬を飼い主に返還するもの、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき収容した犬ねこを飼い主に返還するもの